

週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 6 年 3 月
山口県土木建築部

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

1 発注方式

現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事[※]において発注者指定型の「週休 2 日工事（現場閉所型または交替制）」で発注する。

※応急復旧工事など、週休 2 日工事の実施が困難な工事は除く。

2 経費の補正方法

発注時は、通期の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。

月単位での達成が確認された場合に、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで設計変更を行う。

※通期：現場作業期間（現場作業着手日～完了日）において、4 週 8 休以上の休日を確保している状態

※月単位：現場作業期間でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の休日を確保している状態

3 工事成績評定

月単位での達成が確認された場合に、工事成績評定において加点する。

4 週休 2 日の確認方法

受注者は、工事完了後、実施工程表（指定様式）を発注者に提出すること。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要。（請求があった場合には提示すること。）

5 適用基準日

令和 6 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

6 その他

詳細は、技術管理課ウェブサイト（以下 URL）に掲載の「週休 2 日工事の実施要領（令和 6 年 4 月）」を参照。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

(組織から探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休 2 日の取組・余裕期間制度の活用について)